

# 南魚沼市人権教育・啓発推進計画 【概要版】



平成 26 年 6 月





## 各分野における計画の推進

### 女性の人権

- 「第2次南魚沼市男女共同参画基本計画」に基づき施策を推進します。
- あらゆる場面における男女平等意識の啓発を推進します など

### 子どもの人権

- 「南魚沼市次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進します
- いじめに対する取組を推進します
- 子どもの人権侵害に対する適切な対応に努めます
- 教職員の資質や指導力の向上を図ります など

### 高齢者の人権

- 「南魚沼市高齢者福祉計画」に基づき施策を推進します
- 高齢者の人権に関する啓発活動を推進します
- 高齢者の雇用・社会参加を促進します
- 高齢者福祉に関するサービスを充実させます
- 市民後見人の養成を検討します など

### 障がい者の人権

- 「南魚沼市障がい者計画」に基づき施策を推進します
- 障がい者の人権に関する啓発活動を推進します
- 障がい者の就労を支援します
- 障がいの有無にかかわらず暮らしやすい社会基盤の整備を推進します
- 市民後見人の養成を検討します など

### 外国籍の人々の人権

- 外国籍の人々の人権に関する啓発活動を推進します
- 外国籍の人々の生活支援を行う諸団体との連携を強化します
- 国際大学との連携を強化します
- 在留資格の有無にかかわらず外国籍の人々を支援します など

### 同和問題

- 同和問題の解決に向けてすべての市民への教育・啓発を推進します
- 市職員・教職員をはじめとする関係機関・団体職員の資質の向上を推進します
- 同和問題の解決に向けた学校教育・家庭教育を推進します
- 同和問題の解決に取り組む企業・団体への支援を推進します など

### インターネットを介した人権侵害

- 情報モラルに関する正しい知識を深めるための啓発を推進します
- 子どもたちを有害な情報から守る取組を推進します
- 関連事業者や警察等の関係機関・団体との連携を図ります など

### 感染症患者等の人権

- 感染症に関する正しい知識を深めるための啓発を推進します
- 相談対応・生活支援を推進します
- 医療機関との連携を強化します など

### 犯罪被害者やその家族の人権

- 犯罪被害者やその家族の人権に関する啓発活動を推進します
- 犯罪の二次的被害に関して理解を深める教育を推進します
- 犯罪被害者やその家族の支援に取り組む関係機関・団体との連携を強化します など

### その他さまざまな人権

北朝鮮により拉致された被害者、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性同一性障がい者、ホームレス、新潟水俣病被害者などの人権や、性的志向、人身取引、東日本大震災、職業選択などに関する人権侵害、さらに新たな人権課題に関する教育・啓発を推進します



## 計画の推進体制

### 庁内の推進体制

本計画に基づいて、人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進するために、南魚沼市役所内の横断的な推進組織として「南魚沼市人権教育・啓発推進庁内会議」を設置します。

この推進組織を中心として、関係部局との連絡調整を図りながら、各種施策を積極的に推進します。また、必要に応じて人権課題ごとの専門部会や各課の市民相談窓口業務担当者等による連絡会等の組織を設置します。

### 関係機関等との連携

本計画に基づいて、人権教育及び人権啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、南魚沼市役所だけでなく、国や新潟県、関係機関・団体等と連携を図ることが欠かせません。

そこで、本計画の策定組織である「南魚沼市人権教育・啓発推進計画策定委員会」を母体として、「南魚沼市人権教育・啓発推進計画推進会議」を設置し、この組織を中心に、関係機関・団体等との連携を図ります。また、必要に応じて他の関係機関や市民団体、公募市民等の委員の追加を検討します。

さらに、医療機関、警察、消防、民間企業・団体等、考え得るあらゆる分野の機関・団体との連携を検討するとともに、各機関・団体とのネットワークを構築して、その活用を図ります。



## 南魚沼市人権教育・啓発推進計画

平成 26 年 6 月

発行 南魚沼市

〒949-6696

新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1

電話 025-773-6660（代表）／FAX025-772-3055

編集 南魚沼市教育委員会 社会教育課